

## 議第216号

### 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

---

### 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第3使用料の表中「16,000」を「16,500」に、「8,000」を「8,250」に、「7,000」を「7,200」に、「7,500」を「7,700」に、「5,000」を「5,150」に、「3,050」を「3,150」に、「3,000」を「3,100」に、「100分の5」を「100分の8」に改め、別表第3手数料の表中「1,540」を「1,660」に、「2,430」を「2,620」に、「3,200」を「4,320」に、「760」を「820」に、「1,440」を「1,560」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。